

加工食品共通 CFP 算定ガイド

【別冊】用語集及び Q&A

農林水産省

大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ

大臣官房 新事業・食品産業部 新事業・国際グループ

2025 年 3 月

(2026 年 3 月 改定)

用語集

用語集では、加工食品共通 CFP 算定ガイド本編及び同別冊の Q&A の中で登場する用語について、語義や説明を掲載しています。ガイド本編や Q&A を読む中で不明な用語があった場合、本用語集にてその語義を確認する等の使い方ができます。

#	用語	語義/説明
1	1 次データ	特定の LCA のために直接収集されたオリジナルデータ。
2	2 次データ	既存の文献、データベース、レポートなどから収集されたデータ。
3	2 次データベース	既存のデータを集積して利用可能にした、排出係数のデータベース。
4	CFP	Carbon Footprint of Product の略語。製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG の排出量を CO ₂ 排出量に換算し、製品に表示された数値若しくはそれを表示する仕組み。
5	Data Quality	データ品質。本算定ガイド本編の[3-2]1 次データの要求品質に記載されているような内容を包括する概念。
6	Declared Unit	製品システムが提供する数量又は質の単位。例えば、1 個、1kg、1 リットルなど。
7	Ecoinvent	多様な国と部門を含む DB。欧米を中心に広く使われている。データセットは複数の専門家のレビューを受け、信頼性が高い。科学的に正確で透明性が高い国際的なインベントリデータを提供することを目的として開発が行われており、メジャーな LCA ソフトウェアでの使用が可能である。
8	Functional Unit	機能単位。製品システムの機能を表す単位。製品の比較を可能にする。例：100km 走行、1 平方メートルの洗浄など。
9	GHG Protocol product standard	温室効果ガス排出量を製品レベルで測定・報告するための国際基準。
10	GHG	GreenHouse Gas の略語。気候変動に影響を与える温室効果ガスを示す。自然起源か人為起源かを問わず、大気を構成する気体で、地球の表面、大気及び雲によって放射される赤外線スペクトルのうち、特定波長の放射線を吸収及び放出するもの。
11	GWP	Global Warming Potentials (地球温暖化係数) の略語。各温室効果ガスの温室効果をもたらす強度を、CO ₂ が温室効果をもたらす強度に対する比で示した係数。
12	IDEA	Inventory Database for Environmental Analysis の略。日本の環境影響評価用データベース。積み上げ法に基づいた、高い網羅性・完全性・代表性・透明性を有したデータベースを目指して開発された。非製造業、製造業、電力・都市ガス、上下水道などをカバー。
13	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル)。気候変動に関する科学的知見を評価する国際機関。
14	ISO14067:2018	CFP に関する国際標準規格。LCA に関する国際規格に準拠した方法で、製品の CFP を定量化して報告するための原則、要件、ガイドラインを規定している。部分的な CFP の定量化に関する要件とガイドラインも規定されている。
15	LCA	Life Cycle Assessment の略語。製品システムのライフサイクル全体を通しての入力、出力及び潜在的な環境影響のまとめ、並びに評価。
16	PAS 2050	製品やサービスのカーボンフットプリントを評価するための英国規格。
17	Product Category Rule	PCR 又は製品別算定ルールとも言う。特定の製品カテゴリにおけるカーボンフットプリント算定の方法を規定したルール。ただし PCR は多くの場合その成立条件が比較的厳しく設定されているため、「PCR」の語義/定義は簡単に記述できない。本算定ガイドの本編では「PCR」という用語は使わず、「製品別算定ルール(2 層)」や「詳細ルール(3 層)」という用語でその意図するところを表現している。

18	SKU	Stock Keeping Unit の略で、受発注や在庫管理を行うときの最小管理単位のことを指す。
19	Uncertainty	不確実性。データや算定方法に起因する、カーボンフットプリント結果のばらつき範囲。
20	カーボンフットプリントガイドライン	カーボンフットプリントの算定及び検証について、具体的に必要と考えられる事項・枠組みについて整理し、それを満たすことで一定の確からしさを担保することができるガイドライン。
21	サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（環境省 DB）	サプライチェーン排出量の算定に活用できる排出原単位を取りまとめたデータベース。環境省の HP で公表されている。国内及び海外の排出原単位データベースも一覧形式で紹介。
22	シナリオ	活動量の把握しにくい工程に対して設定する仮定のこと。
23	データ収集期間	LCA において、データを収集する対象期間。
24	システム境界	単位プロセスが当該製品システムの一部であることを規定する一連の基準。原文の英語では System Boundary。
25	バウンダリー	本算定ガイドでは、システム境界と同じ意味で使う。
26	プロセス	製品ライフサイクルにおける個々の活動。インプットをアウトプットに変換する。
27	ライフサイクル	製品やサービスが、原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの全段階。
28	ライフサイクルステージ	ライフサイクルにおける特定の段階。原材料調達、製造、輸送、使用、廃棄など。
29	英国規格協会	British Standards Institution (BSI)。英国の標準化機関。PAS 2050 を発行。
30	温室効果ガス簡易算定シート	農産物の生産段階における GHG 排出量を算定できる Excel ツール。農林水産省が公開。生産者が生産段階で実際に使用する農薬・肥料等の資材投入量や農業機械や施設暖房等のエネルギー投入量等を入力することで、GHG 排出量を算定できる。
31	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度	温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に対し、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付ける制度。一般に「SHK 制度」とも言う。
32	活動量	製品システムへの投入量や産出量。例：生産量、輸送距離、使用時間など。
33	乾燥重量	水分を除いた重量。
34	気象変化	気候や天候の変動。例として冷夏や暖冬など。農産物等の年々の収量や肥料の使用量等を変動させる要因の一つ。
35	技術的範囲	LCA において収集されるデータの技術的な対象範囲。
36	共通シナリオ	複数の評価や分析で共通に使用されるシナリオ。
37	固定資産	流通や販売を目的とせず企業が長期間保有する資産や、1 年を超えて現金化・費用化される資産のこと。固定資産には、土地や建物、機械設備といった形のあるものの他、ソフトウェアなど形の無いものも含まれる。
38	加工食品共通 CFP 算定ガイド	本算定ガイドの名称。加工食品業界においても GHG 排出削減に取り組む企業が増加しており、CFP 算定の必要性が高まっているという背景の下で、食品関係事業者等が中心となって策定した。実行可能かつ信頼性を担保できる加工食品業界共通の CFP 算定のルール作りを目指した内容となっている。
39	算定報告書	GHG 排出量などの算定結果をまとめた報告書。算定報告書の目的は、CFP 算定について記述するとともに、算定の際によりどころとしたガイドライン等の規定を満たしていることを証明することである。また、CFP 算定報告書で取りまとめた結果は、CFP の利活用者に対する情報開示・提供に用いてもよい。なお、必ずしも公開をする必要は無い。CFP 算定報告書に記載した内容は、製品サプライチェーン上における下流の事業者において排出削減に取り組むための有用な情報となり得る。

40	時間的範囲	LCAにおいて収集されるデータの時間的な対象範囲。データ収集期間や評価期間など。
41	食品表示基準	2015年4月1日に施行された食品表示法の食品表示ルール。食品表示のルールをわかりやすくするため、食品を「加工食品」「生鮮食品」「添加物」の3つの大分類に分けている。
42	製品単位	何らかの基準で同一視できる製品のまとまりのこと（SKU、アイテム、モデル、シリーズ、等）。なお本算定ガイドにおいては、SKUを製品単位とするように定めている。
43	代表性	対象とする母集団を利用データがどの程度反映しているかの定性的評価。
44	第三者機関	独立した評価や監査を行う組織。LCA結果の検証などを実施する。LCA結果の検証においては、過去のデータ及び情報に関する記述を評価し、その記述が実質的に正しく、基準に適合しているかどうかを判断する。
45	地理的範囲	LCAにおいて収集されるデータの地理的な対象範囲。製品システムが関係する地域を定義する。
46	中間財	最終製品の生産に用いられる原材料や部品など。食品表示基準第2条第3号においては、業務用加工食品が「加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のもの」と定義されている。
47	排出係数	特定の活動量に対するGHG排出量。単位活動量あたりの排出量（kg-CO ₂ e/xxxx）で表される。
48	配分	原文の英語ではAllocation。一般ビジネス用語では「按分」などと表現されることも多い概念である。共通のプロセスに複数の製品がアウトプットとして含まれるため、個々のレベルでデータを収集することが困難な場合において、プロセスからの総排出量を複数の製品ごとに分割すること。 一例として、工場全体の年間電力消費量が10GWhであり、工場で1年間に生産された全製品の総重量50,000トンに対し算定対象製品の重量30,000トンの割合をもって配分する場合、算定対象製品のために消費された電力消費量は6GWhとみなすことになり、これを配分計算と呼ぶ。
49	平準化	一般に、バラバラの物事を均一化し、公平にすることを指す。本算定ガイドにおいては、少ないデータだと確率的にバイアスがかかることが危惧される場合に、十分な数のデータによってこのバイアスを小さくし、真の平均値に近い値を得ようとする。
50	保守的	不確実性を考慮して、より安全側（環境負荷が大きい側）の値を採用すること。
51	連続性	データや算定方法が一貫しており、算定結果を一連のものとして解釈できること。自社内で経時比較などする場合に重要となる。

Q&A トピック一覧表

Q&A の内容を要約し、トピックだけ記載した表を以下に示します。関心のあるトピックを探す際などにご活用ください。

Q&A の内容自体はこの表の後続、p.7～にて掲載されています。

ガイド本編の関連箇所	#	トピック
全体、その他	1	【入門編】 GHG 排出量算定
	2	【入門編】 計算範囲
	3	【入門編】 算定品目数
	4	【入門編】 1 次データが無いとき
	5	【入門編】 算定報告書のフォーマット
1-1. 本 CFP 算定ガイドの目的と基本方針	1	ガイドの 3 層構造
	2	利害関係者の具体例
	3	2 層/3 層ルール作成時の承認プロセス
	4	2 層/3 層ルールの製品カテゴリ粒度
	5	本算定ガイドに対する 2 層ルールの準拠要否
	6	中間財の適否
	7	算定結果の外部公表
	8	CFP 値を使用した削減貢献量の主張
	9	削減貢献量等を使用した不適切な CFP 算定
1-3. 参照ガイドライン・規格・ルール	1	ISO 規格の列挙
2-0. 算定目的	1	算定目的の記載方法
2-1. 算定対象の粒度	1	製品の類似性の 5%基準
2-2. 有効期限	1	有効期限の設定要否
2-3. 算定単位	1	算定単位と異なる単位での表示
	2	表示の一般的考え方
2-4. 製品の構成要素	1	一体不可分の附属品・消耗品
2-5. ライフサイクルステージ	1	使用用途の特定が困難な品目
2-6. 対象プロセス	1	廃棄物扱いの副産物
	2	一部廃棄物扱いの副産物
	3	資本財の切り分け基準
	4	燃料及びエネルギー関連活動（燃料調達等による負荷）
	5	土地利用変化
	6	品質管理の算定有無
	7	有価物になり得る不可食部の例
	8	廃棄物輸送の算定方法
	9	原材料包材
2-7. カットオフ基準・対象	1	カットオフ実施時の報告方法
	2	カットオフ例示 1
	3	カットオフ例示 2
	4	カットオフの前提の考え方
	5	5%基準の判断例
	6	2 層/3 層ルールでのカットオフ規定
3-1. 1 次データの収集	1	発電 1（一般燃料、売電）

	2	発電 2 (一般燃料、自家利用)
	3	発電 3 (廃棄物焼却、売電)
	4	発電 4 (廃棄物焼却、自家利用)
3-2. 1 次データの要求品質	1	地理的範囲の代表性
	2	サプライヤの算定精度
	3	精度、完全性、一貫性
	4	一定のサイクルで変更される調達先
	5	収量の変動性の判定
	6	収量の変動性の影響
	7	特定期間のみ生産時の配分
	8	原材料調達から完成品生産までの期間が長い業種
	9	複数工場で異なる電力メニュー
3-3. 2 次データの収集	1	2 次データベースのデータ項目事前確認
	2	2 次データベースのプロセス範囲 (輸送)
	3	代替の原単位
	4	本編例示以外の 2 次データベース
	5	本編例示の 2 次データベースの利用料金
	6	往復の輸送の算定
3-4. 2 次データの要求品質	1	本編例示以外の 2 次データベースの品質
	2	2 次データベースのバージョン
	3	輸送距離算定時のルート
4-1. プロセスの配分ルール	1	物理的指標による配分
	2	経済価値の指標による配分
4-2. シナリオ	1	家庭での保管プロセスの算定要否
	2	各プロセスの保管期間の調整
5-1. 算定報告書の作成	1	算定報告書の保管期間
5-2. 算定報告書の記載内容	1	カーボンフットプリントガイドラインの要求記載事項
	2	他社製品との比較を想定していない旨の明確化

Q&A

Q&A では、加工食品共通 CFP 算定ガイド本編の各箇所について、ガイド利用者の皆様から過去に挙げた、若しくは今後挙がる可能性が高いと思われるご質問を掲載しています。ガイド本編と比較して、ここではより詳細で具体的な補助的情報が提供されています。

ガイド本編の関連箇所	#	質問	回答
全体、その他	1	【入門編】CFP算定とGHG排出量算定は同じですか？	GHG 排出量算定では、組織単位の排出量算定や製品単位の排出量算定などがあります。製品単位のGHG 排出量算定が CFP 算定です。それぞれの単語の意味は本資料の用語集に記載があります。
	2	【入門編】計算範囲がよくわからないのですが、どこからどこまで計算すればよいのですか？絵や図解で教えてほしいです。	原材料調達段階から廃棄リサイクル段階までです。本算定ガイド本編の別表（2-6 関係）をご確認ください。
	3	【入門編】当社には製品の種類がたくさんあるのですが、全部計算しなければいけないのですか？	目的によりますが、1 SKU から始められます。本算定ガイド公表前に行われた実証事業でも、各社 1 品目の算定を行っています。
	4	【入門編】1次データが無いときはどうすればよいのですか？適当に書いてもよいのですか？	初歩的な算定であれば、排出係数のうち 1 次データが手軽に取得できない部分は 2 次データベースを利用し、活動量のうち 1 次データが手軽に取得できない部分はシナリオを設定することが多いでしょう。
	5	【入門編】算定報告書はどうやって作ればよいのですか？フォーマットはありますか？	内容面は、最低限記載すべき事項が本算定ガイドの本編[5-2]で定められていますので参照してください。体裁やフォーマットについては、他社が Web ページ等で公表している算定報告書を参考にすることができます。ただし知的財産権に留意してください。
1-1. 本CFP算定ガイドの目的と基本方針	1	製品別算定ルール(2層)や詳細ルール(3層)とはそもそも何ですか？1層は無いのですか？	1 層は本算定ガイドのことです。製品別算定ルール(2層)や詳細ルール(3層)の言葉の定義については、本算定ガイドの本編[1-1]に記載の通りですので、まずはそのまま解釈してください。これらの言葉の背景にある考え方については、2024年8月23日に農林水産省より公表されたプレスリリース「加工食品のカーボンフットプリント（CFP）の算定ガイド案と実証結果について」の添付資料をご確認ください。
	2	製品別算定ルール(2層)や詳細ルール(3層)を作成する、「利害関係者と協議を適切に実施することができる者」の具体例としては、業界団体等が該当すると捉えてよいのですか？	はい、業界団体等が「利害関係者と協議を適切に実施することができる者」に該当します。製品別算定ルールを作成したり、改訂する際には、可能な限り、同業他社等の幅広い利害関係者に協議を呼び掛け、ルールの策定作業を行います。幅広い利害関係者の巻き込みは、製品別算定ルールの妥当性について、CFPの利用者の理解を得るために重要です。
	3	製品別算定ルール(2層)や詳細ルール(3層)を作成する際に、特定の具体的な承認プロセスは指定されていますか？	本算定ガイドでは特定の具体的な承認プロセスは指定していません。しかし本文にもある通り、製品別算定ルール(2層)や詳細ルール(3層)は LCA 分野における専門的見地を踏まえて作成されたものである必要があります。この要件を満たすためには、作成ないし承認のプロセスにおいて外部専門家等の参加が必要になるケースが大半であると思われます。

	4	製品別算定ルール(2層)や詳細ルール(3層)が対象とする製品カテゴリやプロセスの範囲や粒度について制限はありますか？ 例えば、冷凍食品についての製品別算定ルール(2層)を作成して適用することも、冷凍総菜についての製品別算定ルール(2層)を作成して適用することも、どちらも許容されるのでしょうか？	はい、許容されます。製品カテゴリやプロセスの粒度については、特定の制限はありません。
	5	本算定ガイドで義務的又は推奨とされている事項は全て、製品別算定ルール(2層)においても同じように扱わなければいけませんか？	いいえ、必ずしも全ての事項を本算定ガイドと同じように扱う必要はありません。ただし本算定ガイド本編にも記載の通り、「本算定ガイドの記述とかい離しない、又は、製品若しくはライフサイクルの特性に照らして必要な最小限のかい離に留まること」は必要です。詳細ルール(3層)についても同様に解釈してください。
	6	「食品業界における1つ以上の製品カテゴリ」とは、中間財等も含むものですか？	はい、「食品業界における1つ以上の製品カテゴリ」には中間財等も含まれます。
	7	本算定ガイドの目的は「[...]ホットスポットを特定すること等により[...]」とされていますが、これは内部利用のみを想定しており算定結果の外部公表はできないということですか？	いいえ、算定結果を外部公表することも可能です。
	8	本算定ガイドが他社比較を想定していないことは、本編を読んで理解しました。では本算定ガイドに基づいて算定したCFP値をもって、自社の従来製品をベースラインシナリオにした削減貢献量の主張をすることは可能ですか？	はい、可能な場合があります。削減貢献量の主張をする場合は、「温室効果ガス削減貢献量定量化ガイドライン」(経済産業省)など何らか適切なガイドライン等文書に準拠、参照した取り扱いが必要です。
	9	別途算定した削減貢献量等を、算定対象製品のCFP値から減算することはできますか？	いいえ、基本的にできません。そのような計算方法を本算定ガイドでは想定していません。例えば実際に貴社の特別な製品仕様によって下流の排出量が少なくなっているのであれば、通常通りに各ライフステージ、各プロセスの排出量を(個社シナリオ等も活用しながら)算定して足し上げるだけで、その事実はCFP値に反映されます。したがって減算という考え方は必要ありません。
1-3. 参照ガイドライン・規格・ルール	1	本算定ガイドはISO14067等のISO規格を参照していますが、他のISO規格としては何がありますか？	ISO 14025, 14040, 14044 が該当します。
	2	本ガイドラインでは、排出量の算定に複数の排出原単位DBを用いても問題ないですか？	より実態に近い排出原単位を採用するため等、合理的な理由があれば複数のDBを使用しても問題ありません。排出量を低く見せるために恣意的にDBを選択していると判断されないよう、複数のDBを使用している理由を明確にしておくことが望ましいです。
2-0. 算定目的	1	算定目的を明確にして算定報告書に記載するということがありますが、具体的にどのような記載をすればよいのでしょうか？	例えば「自社製品の排出量の削減計画の策定」、「自主的なCFPによる企業/製品ブランディング」等の記載があり得ます。上記例に限らず、貴社の取組の実態を率直に記載していただければ問題ありません。なお、他社製品との比較等が目的である場合、本算定ガイドの範疇を超える客観性が求められるため、注

			意が必要です。狙うべき客観性の違いについては、「カーボンフットプリントガイドライン」（環境省、経済産業省）（全体版 pp.9-10）を参照してください。
2-1. 算定対象の粒度	1	製品の類似性を認める条件の一つとして、CFPの数値の差異が±5%以内とされていますが、その根拠は何ですか？	カットオフ基準に倣って、CFPの数値の差異を±5%以内としています（なおカットオフの5%基準は英国規格協会のPAS 2050において示されています）。というのも、僅かに仕様の異なる製品を同一の製品単位として算定することは、本来その製品のライフサイクルに含まれるはずのプロセスを僅かながら含めず、本来その製品のライフサイクルに含まれないはずのプロセスを僅かながら含めて算定することになります。これはカットオフと同様に、CFP値の僅かな誤差を生む可能性がありますので、カットオフと同様の数値基準で上限を設けています。
2-2. 有効期限	1	「製品特性を踏まえ、必要に応じて期限を設定する」とあるが、どのような場合に期限の設定が不要と考えてよいですか？	算定対象のプロセス（原材料の仕入れや工場生産する製品の種類・輸送ルート等）が長期に亘って大きく変わらないと想定される場合は期限の設定は不要かもしれません。 一方で、算定対象プロセスが市場の変化や製品開発等によって変わる可能性があるならば、それらの要因によって算定結果も変わると考えられますので、そういった場合には期限の設定が必要と考えられます。
2-3. 算定単位	1	販売単位で算定し、最終的な表示は重量あたりとすることは可能ですか？（例：1食分100gあたり、等）	表示に関して貴社が準拠/参照するガイドライン等文書をご確認いただき、該当の文書内で重量あたりの表示等を避けるべき記載が無ければ、基本的に可能です。なお本算定ガイドでは表示の方法について規定していません。
	2	本算定ガイドでは表示の方法について規定していないということは、どのような表示をしてもよいということですか？	いいえ、何らかの一般的に認められたガイドライン等文書をご確認いただき、適切な方法で算定結果を表示することが必要です。環境配慮の主張、とりわけ異なる製品間の比較を伴うような主張をしようとするときは、細心の注意が必要です。
2-4. 製品の構成要素	1	附属品・消耗品（販売時に一体不可分のもの）とは、具体的にどのようなものを想定していますか？	例として食玩、たれ/ソースの小袋、説明書などを想定していますが、これらに限りません。
2-5. ライフサイクルステージ	1	最終製品で、代表的な使用用途の特定が困難な場合は、どのような品目を想定していますか？	消費者の下で調理に使用される加工食品であって、比較的加工度が低く、様々なレシピに適用できるような製品を想定しています。例として調味料、油脂類、小麦粉、冷凍野菜などが該当する可能性があります。これらに限りません。
2-6. 対象プロセス	1	飼料など他の用途に利用可能な副産物が生じ、これを廃棄物として（つまり金銭等対価を受け取らず、ないし支払って）外部業者に引き渡している場合は、配分対象になりますか？	ご指摘のケースでは、副産物への配分は実施しません。
	2	同種の副産物について、有価物として（つまり金銭等対価を受け取って）引き渡している場合と廃棄物として（つまり金銭等対価を受け取らず、ないし支払って）引き渡している場合があるのですが、どのように扱いますか？	有価物として引き渡している割合等を網羅的に把握できない場合は、保守的に捉えていただき、副産物への配分を実施しないという選択肢も検討してください。
	3	製造装置等の資本財と、資本財にあたらぬマスクや軍手等の製造	本質的な切り分けが難しい場合は、会計上の固定資産にあたるかどうかで区分する（固定資産にあたるも

	副資材は、何を基準に切り分ければよいですか？	のを資本財＝バウンダリー外とする) ことが可能です。この考え方に従えば、ほとんどの企業においてマスクや軍手等は固定資産にあたらないため、算定対象製品の製造に直接関係するものであればバウンダリー内となります。	
4	Scope3 カテゴリ3のGHG排出として、燃料採掘等による排出や、自社工場への燃料輸送による排出があると思います。これらのGHG排出量は算定必須ですか？	いいえ、実務上それらプロセスの算定が難しい場合は、必須ではありません。燃料採掘等による排出は、利用する2次DBの種類やVersionによって考慮できる場合と考慮できない場合があります。自社工場への燃料輸送による排出は、多くの2次DBで考慮されていません。ただし、たとえ部分的であってもカテゴリ3を考慮した排出係数が何らかし利用可能な場合は、該当の排出係数を利用して算定してください。	
5	本算定ガイドの本編には土地利用変化に関する記述がありませんが、土地利用変化にかかるGHG排出量は含めない方針ということですか？	いいえ、積極的に土地利用変化をバウンダリー外にすべきという意図ではございません。本算定ガイドでは2次DBについて緩やかな規定を置いており、利用する2次DBの種類やVersionによっては土地利用変化が加味されていない排出係数を利用することが避けられないため、土地利用変化の考慮を義務的な形では明示していません。ただし前述の通り、積極的にバウンダリー外にすべきという意図ではございませんので、もし土地利用変化を考慮した排出係数がご利用可能な場合、これをご利用ください。	
6	品質管理（製品分析）で使用する酸やアルカリは算定すべきですか？	まずは製品ライフサイクルに直接関係するかどうかに基づいて判断してください。判断に迷う場合は、一旦バウンダリー内に含めた上で、GHG排出量の寄与度からカットオフ対象にすべきか等をご検討ください。	
7	製造工程中で発生した不可食部などの不要物のうち、飼料など他の用途のために利用される有価物の例は何ですか？	動物性のもものでは骨や内臓、植物性のもものでは皮や芯、米ぬかやふすまが該当する可能性があります。	
8	廃棄物処理と廃棄物輸送は分けて算定することが必要でしょうか？廃棄物輸送を含む原単位を使用し、一緒に算定してもよいでしょうか？	一般論として、廃棄物輸送を含む原単位を使用することは問題ありません。廃棄物の処理方法など実態に合った原単位になっているか、切り分け方がどうであれ算定に含めるべきプロセスの排出量が全体として漏れなく含まれているか、を検討して判断してください。	
9	本算定ガイドの本編には原材料包材（原材料を包んでいる資材）に関する記述がありませんが、原材料包材にかかるGHG排出量は含めない方針ということですか？	いいえ、積極的に原材料包材をバウンダリー外にすべきという意図ではございません。本算定ガイドでは2次DBについて緩やかな規定を置いており、利用する2次DBの種類やVersionによっては原材料包材が加味されていない排出係数を利用することが避けられないため、原材料包材の考慮を義務的な形では明示していません。ただし前述の通り、積極的にバウンダリー外にすべきという意図ではございませんので、もし原材料包材を考慮した排出係数がご利用可能な場合、これをご利用ください。	
2-7. カットオフ基準・対象	1	カットオフの計算方法について、100のうち5%を引いたときに95で報告するか、カットオフした5%を割り戻して100で報告するか、どちらが正しいですか？	どちらも可能です。どのように取り扱ったかを算定目的と整合的に説明できることが重要です。社内での再検証や別の方が算定する際の再現性や連続性を保つために、計算式から追跡できるようにすることが必要です。

	2	一般的にカットオフ対象になりやすい傾向があるのは、どのようなプロセスですか？	2023年度の農林水産省による実証事業では、①接着剤（原材料調達段階）、②印字インク（原材料調達段階）、③ストレッチフィルム（原材料調達段階）、④生産者物流拠点の保管時の電力使用（流通販売段階）、⑤卸倉庫等の保管時の電力使用（流通販売段階）をカットオフ対象としました。製品カテゴリにもよりますが、これらプロセスや類似のプロセスは、一般的にもカットオフ対象になりやすいものと考えられます。
	3	算定する事業者や状況によってカットオフ対象になりやすい場合があるのは、どのようなプロセスですか？	事業者によっては、①製造副資材としてのマスクや手袋、②工場品質管理で用いる薬剤、③製造ラインの洗浄剤、④工場の排水前処理で使用する薬剤、⑤製品の包装内に充填するガス、等がカットオフ対象になりやすいとされています。
	4	ライフサイクル全体に占める GHG 排出量の割合が 5%以内に収まっているならば、カットオフは常に許容されますか？	まず算定が困難である等の事情により、カットオフを回避できないことが前提として必要です。これに加えて、ご指摘の通りライフサイクル全体に占める GHG 排出量の割合も考慮する必要があります。
	5	カットオフは「重量比又は GHG 総排出量比で判断」とのことですが、どのくらい精緻なロジックで判断することが求められるのでしょうか？	重量比又は GHG 総排出量比によるカットオフの判断は、実務上、必ずしも精緻に行われるとは限りません。以下に、精緻ではないものの本算定ガイドの枠組み内で十分許容され得るロジックの例を示します。 【例】ある企業では、A 工場で半製品を製造し、それを B 工場に輸送して B 工場で包装等を行い完成品にしています。A 工場から B 工場までの輸送中に、ごくまれに事故が発生し、半製品がロスになることがあります。このロスの算定は困難であるため、カットオフできないか検討します。このような事故は年に 1 回も発生しませんが、仮に 1 年に 1 回事故が発生し、通常の積載数である 2,000 個が全てロスになったと仮定して計算します。同社の算定対象製品の年間生産量は約 705,000 個であるため、このロスは重量比で約 0.3%に相当します。したがって、この事象は単独でも累計でも 5%基準に抵触しないと判断し、カットオフしました。
	6	製品別算定ルール(2 層)や詳細ルール(3 層)において、個々に判断せずにカットオフする共通のカットオフ対象プロセスを列挙することは可能ですか？	はい、可能です。
3-1. 1 次データの収集	1	工場で LPG 等の一般的な燃料を燃やして発電し、これを全て外部に売電している場合、算定対象製品の算定にはどのような影響がありますか？	売電している場合、算定対象製品のライフサイクルには関係ないので、算定には影響しません。
	2	工場で LPG 等の一般的な燃料を燃やして発電し、これを全て工場で利用している場合、算定対象製品の算定にはどのような影響がありますか？	燃料の種類及び算定対象製品のための発電で消費された量を確認して、算定に含める必要があります。前提として購入電力の消費量はその分少なく計上されているはずですので、イメージとしては工場で利用される電力の排出係数が修正されるような影響があります。
	3	工場で廃棄物を燃やして発電し、これを全て外部に売電している場合、算定対象製品の算定にはどのような影響がありますか？	売電している場合、算定対象製品のライフサイクルには関係ないので、算定には影響しません。 なお算定対象製品の製造から生じた廃棄物の処理については、焼却されるのであれば一般的な焼却処理

			として算定してください。この点においても算定への影響はありません。
	4	工場で廃棄物を燃やして発電し、これを全て工場で利用している場合、算定対象製品の算定にはどのような影響がありますか？	算定対象製品のための発電で燃やされた廃棄物の量などを確認して、算定に含める必要はありません。前提として購入電力の消費量はその分少なく計上されているはずですので、イメージとしては工場で利用される電力の排出係数が下方修正されるような影響があります。 なお算定対象製品の製造から生じた廃棄物の処理については、焼却されるのであれば一般的な焼却処理として算定してください。この点において算定への影響はありません。
	5	より詳細なデータを用いて算定するため、一部のデータについて年次の異なるものを採用したいが問題ないですか？	より実態に近い活動量データを採用するためや、一部の最新の実績データが揃えられない場合等、合理的理由またはやむを得ない理由により、年次の異なるデータを用いることは許容されます。排出量を低く見せるために恣意的にデータを選択していると判断されないよう、異なる年次のデータを使用している理由を明確に示しておくことが望ましいです。
3-2. 1 次データの要求品質	1	地理的範囲についての代表性をどのように担保すればよいですか？	一般的には、代表性を担保するために生産量の50%以上の地域をカバーする必要があるとされることが多いです。ただし、地域差が存在しない又は微小である場合、この50%という基準までは必要無いケースもあります。いずれの場合でも、該当のデータがなぜ代表的と言えるのかを説明できることが重要です。
	2	原材料調達先から排出係数の1次データを収集できる場合であっても、原材料調達先の算定精度に疑問が残る場合は、2次データベースを利用してよいですか？	はい、調達先の算定精度に疑問が残る場合には、2次データベースを利用することも妥当な選択肢です。
	3	1次データの要求品質について考慮すべき、精度（Accuracy）、完全性（Completeness）、一貫性（Consistency）とは何ですか？	精度とは、収集されたデータのバイアスやばらつきが可能な限り排除されているかという指標です。完全性とは、測定又は推定されたデータが全ての重要なGHG排出量を含んでいるかという指標です。一貫性とは、算定全般において、一貫した方法が適用されているかという指標です。
	4	調達先が一定のサイクルやルールによって変更され続けている場合（例えば毎年春夏はA国、秋冬はB国から同種の原材料を調達している場合）、1年超のデータ収集期間を検討する必要がありますか？	ご指摘のケースにおいて基本的に1年超のデータ収集期間を検討する必要はありません。長期のデータ収集期間が必要になるのは、例えば価格等の変動によりサイクリックではない調達先変更が発生し、データに大きく影響している場合などです。
	5	気象変化等に応じて収量の変動しやすいという条件はどのように判定すればよいですか？	統計データ等を参照して変動の程度を確認することで、判定することができます。貴社のビジネスの実態に照らして、ある原材料の収量の変動しやすいかもしれないと疑われる場合は、統計データ等を参照してみることが推奨されます。
	6	自社で使用する原材料について、収量や肥料の使用量等が変動しやすい場合には、具体的にどのような部分で算定に影響しますか？	例えば収量の少ない年には工場の稼働率が大きく低下し、配分計算の結果が他の期間に比べて大きく異なるなどのケースを想定しています。他の例として、該当の原材料についてサプライヤから排出係数1次データを提供してもらっている場合、肥料の使用量が多い年は他の期間に比べて排出係数の値が大きくなるなどのケースも想定しています。

	7	工場の電力データを配分しようと思いますが、1年のうち2か月しか対象製品を生産していません。このような場合は、生産している2か月分だけの電力データでの算定でよいですか？	はい、対象製品を生産している2か月分の電力データで算定してください。
	8	原材料調達から完成品生産までの期間が長く、ずれが生じる場合でも、同一期間のデータを取得する方針は妥当ですか？	はい、原材料調達から完成品生産までの期間が長い場合でも、同一期間のデータを取得する方針は妥当です。例えば、X2年度に生産完了した製品のために投入された原材料が全てX1年度に調達されたものであったとしても、データ取得期間はX2年度で統一することが一般的です。
	9	同じ商品を複数工場で製造しています。ある工場の電力は再生エネルギー由来、別の工場は再生エネルギー由来ではない通常の電力メニユーを採用しているとき、GHG排出量はどのように計算すればよいですか？	該当プロセスのGHG排出量を工場ごとに算定した上で、加重平均してください。
3-3. 2次データの収集	1	2次データベースのライセンス購入前に、必要なデータ項目が含まれているか確認する方法はありますか？	特定のデータ項目が掲載されているかどうかは、ウェブページ又は直接問合せすること等によりご確認可能な場合があります。
	2	国内版IDEAにおける原材料の排出係数(原産国が特定されていないものは、国際船舶輸送によるGHG排出量を含んでおらず、外国産の原材料について当てはめる場合は別途国際船舶輸送によるGHG排出量の計上が必要ですか？	はい、基本的には別途国際船舶輸送によるGHG排出量の計上が必要です。ご利用のデータベースでプロセス範囲を確認し、算定が必要なプロセスのGHG排出量を計上してください。
	3	2次データベースで目当ての排出係数が見つからない場合、代替とする排出係数はどのように選択したらよいですか？	物性の近いものを選択することが可能です。例えばベーキングパウダーの排出係数が無い場合に、炭酸水素ナトリウムで代用するようなケースです。
	4	ガイド本編を見ると、例示列挙された2次データベース以外にも様々な2次データが利用可能とされているようですが、実際にCFP算定を行う際にもそのような様々な情報源からの2次データを活用していく必要があるのですか？	いいえ、初歩的な算定であれば、例示列挙された2次データベースだけで十分な場合が大半です。2024年度の農林水産省による実証事業では5社による算定実証を行いました。そのうち1社では「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース(環境省DB)」だけをメインの2次データベースとして利用しており、その他4社では、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース(環境省DB)」及び「IDEA」をメインの2次データベースとして利用しました。 なお、間接的な言及を含め本算定ガイド本編[3-3]で一切言及されていないような2次データベースは、5社いずれにおいても利用されませんでした。(輸入原材料DBなど、間接的に言及されている2次データベースについては利用されています。)
	5	ガイド本編で利用可能な2次データの例として直接的に言及されているデータベース等は無料ですか？有料ですか？	以下は回答時点の情報ですので、ご利用にあたっては所管団体のHP等で利用規約含め最新の情報を確認してください。 【無料】

		<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガス簡易算定シート（農林水産省）における標準値 ● サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（環境省 DB） ● 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧（環境省） ● Global Logistics Emissions Council Framework for Logistics Emissions Accounting and Reporting における Default Fuel Efficiency and CO2e Intensity Factors <p>※Climatiq 社の Web サイトに無料登録することにより、GLEC の値を DB 形式で検索することができます。</p> <p>【有料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IDEA ● Ecoinvent 	
	6	算定対象製品のライフサイクル上にある特定の輸送ルートについては、いつも帰り荷が無いことがわかっています。このルートの復路の走行で生じる GHG 排出量まで含めて算定すべきですか？	はい、特定の輸送ルートについて、いつも帰り荷が無いことがわかっている場合、復路の走行で生じる GHG 排出量まで含めて算定してください。トンキロ法であれば積載率 0%の排出係数を用いることで算定できます。
	7	バイオマスプラスチックストローを採用しているが、DB にバイオマスの排出係数がないため、削減効果を反映できない。こうした場合に削減効果を CFP 算定に反映する方法はありますか？	DB にデータがない場合の対応として、信頼性の高い研究論文や公的機関の報告書などからデータを引用することが考えられます。算定に用いる際には、データの作成プロセスや計算方法、バウンダリー設定などの前提条件が、自らの算定に必要な条件を満たしていることを確認する必要があります。
3-4. 2 次データの要求品質	1	[3-3]に記載されている以外のデータベースは利用する際、その信頼性をどのように担保すればよいですか？	データベースの信頼性を自社で判断しかねる場合は、第三者機関や専門家による評価を受けることが考えられます。また、農林水産省の公表している輸入原材料ガイドラインも必要に応じてご参照ください。
	2	2 次データベースについて、最新以外のバージョンを利用することが合理的に認められるケースはありますか？	はい、合理的な理由がある場合には、最新以外のバージョンを利用することが認められる可能性があります。一般的に、既に最新のデータベースのライセンスを保有しており、算定に利用できる環境が整っている場合は、最新以外のバージョンを利用すべき合理的な理由はあまり無いものと考えられます。しかし例えば、参照したかった項目が最新のバージョンでは削除されていた等の理由であれば、合理的と認められる可能性があります。
	3	原材料等の輸送距離を Google Map で計算する際、所要時間や距離、有料道路不使用等いくつかルートの選択肢がありますが、どのように選ぶのが妥当でしょうか？	実態に近いルートを選択してください。実態に照らしても選択しきれない場合、何らかの一貫した合理的な説明ができれば問題ありません。一例ですが、「一貫して最も距離の長いルートを選択している」や「一貫して所要時間が最短のルートを選択している」などの説明ができれば合理的と認められる可能性が高いです。
	4	電力・ガスに関わる算定において、算定・報告・公表制度（SHK 制度）にて提供されている「事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」の排出係数を用いてよいですか？	SHK 制度にて提供されている、電力・ガスの係数は燃焼時の負荷のみを計上した係数であり、燃料調達時の排出量や設備由来の排出は含まれていません。CFP の算定に用いる場合は、不足している工程に伴う排出量を別途計上する必要があります。

	5	段ボールの排出量を計上するためにDBの排出係数の利用を検討しているが、活動量の単位が平方メートル (m ²) である。自社では重量で管理しており、DBの単位と適合しないため、排出係数をそのまま使用できない。このように、DBの排出係数を用いるために適切な活動量データがない場合、どのように算定すればよいですか？	DBの排出係数に適合する活動量データがない場合には、実測値を用いる、取引先からデータを取得するなど、1次データを取得する方法が考えられます。
4-1. プロセスの配分ルール	1	配分の際の物理的指標として列挙されているもの（重量、個数、面積、体積、発熱量、稼働時間）のうち何を選択すべきですか？	製品（共製品含む）と配分対象とするプロセスの特性を踏まえて、どの物理的指標で配分するかを選択します。 製品の重量に基づいて配分するケースが多いと考えられますが、例えば、豆腐の生産過程で乾燥オカウも生産される場合、それらの水分量が大きく異なることが考えられるため、豆腐を乾燥重量に換算して配分するなど、より適切な方法で配分することが重要です。
	2	経済価値の指標を用いるのは、物理的指標による配分が困難又は実態に即していない場合に限るとありますが、どのような場合が実態に即していないのですか？	副産物の市場価値が著しく低い場合などは、物理的指標による配分が実態に即していない可能性が高いです。
	3	CFPの算定の対象としている製品（主製品）の製造過程で副産物が製造される。厳密に算定を行う場合、排出量は主製品と副産物の間で、物理的関係や経済価値に応じて配分することになるが、例えば、副産物の経済価値が著しく小さい場合や、配分対象の資源の大半が主製品にて使用されていることが分かっている場合、副産物に配分される排出量も主製品に計上して算定してよいですか？	副産物に配分される排出量が小さい場合には、質問のような保守的な前提を設定し、主製品に排出量を全量配分すること等は許容されます。その場合、採用した配分条件を明示しておくことが望ましいです。
4-2. シナリオ	1	冷凍冷蔵製品について算定しようと思っています。流通販売段階の保管（製品の保管）プロセスと販売プロセスで賞味期限の100%をカバーして算定している場合、使用維持管理段階における家庭での保管プロセスは別途算定しなくてよいですか？	はい、ご指摘の状況では原則として家庭での保管プロセスを別途算定する必要はありません。これは、総じて平均的に、家庭用冷凍冷蔵庫の消費電力よりも業務用冷凍冷蔵ショーケースの消費電力の方が大きく、保管期間を後者に寄せて算定することで保守的な算定になるからです。
	2	家庭での保管プロセスについて、自社の考えに基づいて精緻に算定したいです。これを算定してCFPに含めた上で、家庭での保管期間として想定する日数を流通販売段階の保管日数から差し引いてよいですか？	はい、ご提示の算定方法で問題ございません。
	3	CFPの算定にProduct Category Rule (PCR) に定められている条件を引用してよいですか？	利用申請を行い、許可を得られた場合は引用しても問題ありません。 参考) 各種テンプレート・申請書・ロゴ SuMPO EPD

5-1. 算定報告書の作成	1	本算定ガイドの本編では、算定報告書を作成して保管すると規定されていますが、保管期間はどのように考えればよいですか？	算定値の有効期限を設定した場合は、その有効期限まで保管することを目安としてください(ケース①)。算定値の有効期限を設定しておらず、算定結果を外部公表している場合、算定結果を外部公表している間は保管することを目安としてください(ケース②)。算定値の有効期限を設定しておらず、算定結果を内部だけで利用している場合、5年間保管することを目安としてください(ケース③)。その他、自社で何らか合理的な基準を設けて運用することも可能です。
5-2. 算定報告書の記載内容	1	「カーボンフットプリントガイドライン」(環境省、経済産業省)において算定報告書の記載事項として要求されている事項のうち、本算定ガイドでは要求していない事項はありますか？	はい、あります。カーボンフットプリントガイドライン(全体版 p.75)では20項目の記載事項を列挙しているのに対し、本算定ガイドでは14項目を列挙しています。一例として、カーボンフットプリントガイドラインでは「算定に用いた使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオと異なるものを採用した場合に、最終的な結果に与える影響の評価」の記載を要求していますが、本算定ガイドでは要求していません。
	2	カーボンフットプリントガイドラインの「比較されることが想定される場合」の要件を満たしていないCFPが、意図に反して他社製品との比較に用いられることを防止するために、何かすべきことはあるでしょうか。	CFPの数値を受け取る者(顧客企業等)が、算定者の意図に反して他社製品のCFPと比較されることが不適切なCFPを比較に用いる恐れがあるため、不適切な比較を防止する観点から、算定者側からも注意を喚起することが重要です。具体的には、CFP算定で参照したルールや他者が算定したCFPとの比較はできない旨を算定報告書だけでなく、自社Websiteに明記することが考えられます。

以上